
法とシステム監査研究プロジェクト成果報告

2023年6月16日(金)
稲野辺敬之(弁護士)

法とシステム監査研究プロジェクト

第1 研究プロジェクトの概要

- 主査 弁護士 稲垣 隆一
- 概要

国、自治体、企業の遵法経営のために情報システムの企画、開発、運用、保守が抱える課題と、課題解決のためのシステム監査の経営における位置づけ、監査の尺度、監査技法を研究して、コンプライアンス経営のためにシステム監査が果しえる実務的な役割を明らかにする。

法とシステム監査研究プロジェクト

■ メンバー(五十音順)

- 稲垣 隆一(主査)
- 黒澤 兵夫(副主査)
- 荒木 哲郎
- 石島 隆
- 小林 和子
- 成田 和弘
- 久山 真宏
- 多和田 肇
- 芳仲 宏
- 稲野辺 敬之(発表)

法とシステム監査研究プロジェクト

第2 研究テーマ

プロジェクトマネジメント責任の法的位置づけとシステム監査的視点からの検討

法とシステム監査研究プロジェクト

第3 発表の概要

裁判例が述べる「プロジェクト・マネジメント責任」の具体的内容を検討し、法的責任の発生根拠及び同責任をシステム監査の視点からどのように監査すべきかについての検討を加える。

法とシステム監査研究プロジェクト

第4 発表内容

(取り扱い裁判例)

- 裁判例① 東京地裁平成16年3月10日判決(健保組合システム)
- 裁判例② 東京高判平成25年9月26日判決(スルガ銀行)
- 裁判例③ 東京高判令和3年4月21日判決(野村HD)
- 裁判例④ 東京地判令和4年6月17日(文化シャッター)

- 1 プロジェクト・マネジメント義務の具体的内容についての判例分析
- 2 プロジェクト・マネジメント義務の法的位置づけについての検討
- 3 ソフトウェア開発関係訴訟における裁判所によるベンダ帰責性の考え方
- 4 プロジェクト・マネジメント義務の具体的内容について判例等の考察
- 5 システム監査上の留意点

法とシステム監査研究プロジェクト

1 「プロジェクト・マネジメント責任」の具体的内容についての分析

(1) 東京地裁平成16年3月10日判決(健保組合システム)

ア 事案の概要

ユーザがベンダーに新システムの開発を委託(請負契約)したものの、納入期限までにシステム開発ができなくなり、ユーザが契約を解除し、委託料の返還と損害賠償を請求。

イ ベンダにおけるプロジェクト・マネジメント義務の内容

①ベンダは、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負う。

②そして、システム開発はユーザと打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、ベンダは、ユーザへのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しないユーザによって開発作業を阻害する行為がされることのないようユーザに働きかける義務を負う。

③①と②を「プロジェクト・マネジメント義務」と定義する。

法とシステム監査研究プロジェクト

(2) 東京高判平成25年9月26日判決(スルガ銀行)

ア 事案の概要

ユーザとベンダーとの間で新システム開発プロジェクト発足。パッケージソフトのカスタマイズで開発予定。その後、基本合意(請負契約)。しかしながら、開発日程通りにシステムを完成させることができず、ユーザがベンダに損害賠償請求。

イ ベンダにおけるプロジェクト・マネジメント義務の内容

(ア) 契約締結前の企画・提案段階

ベンダとしては、企画・提案段階においても、自ら提案するシステムの機能、ユーザーのニーズに対する充足度、システムの開発手法、受注後の開発体制等を検討・検証し、そこから想定されるリスクについて、ユーザーに説明する義務があるというべきである。このようなベンダの検証、説明等に関する義務は、契約締結に向けた交渉過程における信義則に基づく不法行為法上の義務として位置づけられ、控訴人はベンダとしてかかる義務(この段階におけるプロジェクト・マネジメントに関する義務)を負うものといえる。

法とシステム監査研究プロジェクト

イ ベンダにおけるプロジェクト・マネジメント義務の内容

(イ)システム開発段階

ベンダは、ユーザに対し、本件システム開発過程において、適宜得られた情報を集約・分析して、ベンダとして通常求められる専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザーに必要な説明を行い、その了解を得ながら、適宜必要とされる修正、調整等を行いつつ、本件システム完成に向けた作業を行うこと(プロジェクト・マネジメント)を適切に行うべき義務を負うものというべきである。

法とシステム監査研究プロジェクト

(3) 東京高判令和3年4月21日判決(野村HD)

ア 事案の概要

ユーザがベンダに対し、システム開発を委託。多段階ごとに契約を締結し、主に開発の支援をベンダがするという準委任契約。パッケージソフトのカスタマイズ。しかしながら、開発が頓挫し、解除及び損害賠償請求。

イ ベンダにおけるプロジェクト・マネジメント義務の内容

直接ベンダ側のプロジェクト・マネジメント義務に言及しているわけではないが・・・
下流工程の基本設計フェーズに入った後も、さらには当初はテスト期間と想定されていた平成24年に入ってからCR(変更要求)を繰り返して、工数の著しい増大とテメノス社の作業の手戻りと遅れを繰り返し誘発し、ベンダ側からプログラム製作作業の十分な時間的余裕を奪ったユーザ側に、より大きな原因があることが、明らかである。

(債務不履行の大きな原因がユーザ側に存在する場合にベンダの責任を否定。)

法とシステム監査研究プロジェクト

(4) 東京地判令和4年6月17日(文化シャッター)

ア 事案の概要

ユーザがベンダに対してシステム開発を委託(準委任契約)。パッケージソフトウェアは使用せず、PaaSをカスタマイズして利用。受け入れテストの途中で頓挫。履行不能または不完全履行を理由に損害賠償請求。

イ ベンダにおけるプロジェクト・マネジメント義務の内容

適切な開発手法を選択し、かつ、適時適切な修正、調整を通じてシステム完成に向けたプロジェクト・マネジメントを適切に行うべき義務を負う。

法とシステム監査研究プロジェクト

2 「プロジェクト・マネジメント責任」の法的位置づけについての検討(考察)

○ソフトウェア開発契約が請負契約である場合において、ベンダ側のプロジェクト・マネジメント義務について問題が生じる場合がある(裁判例①)。

○請負契約からプロジェクト・マネジメント義務が発生する場合、付随義務としてではなく、契約そのものから発生するものと考えられる。(ベンダによる報酬支払請求の反訴を、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務違反解除を認め排斥していることから、プロジェクト・マネジメント義務は単なる契約上の付随義務ではなく、契約から発生する本質的な義務であると考えられる。(単なる付随義務違反は当然に解除原因とならないとする。大判昭和13年9月30日民集17-1775)) ※2)

○準委任型の契約においても、ベンダ側のプロジェクト・マネジメント義務について問題が生じる(裁判例③、④)。

(なお、準委任型の契約においては、ユーザ側がシステム開発に主導的役割を担うことが多いため、プロジェクト・マネジメント義務が生じる場合がほとんどないとする見解もあるが※1)、裁判例④はベンダ側のプロジェクト・マネジメント義務を認めている)

法とシステム監査研究プロジェクト

- 準委任型の契約においてプロジェクト・マネジメント義務が発生する場合、それは善管注意義務(民法644条)の一内容であると考えられる。^{※2)}
- プロジェクト・マネジメント義務は契約から発生するだけでなく、信義則に基づく不法行為上の義務としても生じる(企画提案段階につき裁判例②)。
- ユーザ側に大きな帰責性がある場合、ベンダ側のプロジェクト・マネジメント義務違反が否定される場合がある(裁判例例③)。



契約類型問わず、ベンダ側に契約そのものから発生する義務である。

法とシステム監査研究プロジェクト

- 3 プロジェクト・マネジメント義務の具体的内容について判例の考察
 - (1) 裁判例①が述べるプロジェクト・マネジメント義務の内容の要約
 - ア 合意した内容に従って開発作業をすすめる
 - イ 常に進捗管理を行い阻害要因の発見に努めて適切に対処
 - ウ ユーザの開発への関わり合いについて適切に管理
 - (2) 裁判例②が述べるプロジェクト・マネジメント義務の内容の要約
 - ア リスクについてのユーザへの説明義務
 - イ 開発過程において収集した情報の分析とユーザへの説明及び修正・調整
 - (3) 裁判例④が述べるプロジェクト・マネジメント義務の内容の要約
 - ア 適切な管理手法の選択と、適時適切な修正及び調整



合意した内容に基づく進捗管理義務、ユーザへの説明義務、ユーザ自体の管理として阻害要因排除義務

(①開発プロジェクト進捗状況管理義務、②開発プロジェクト阻害要因排除義務、③ユーザへのプロジェクト関与促進義務、④ユーザへの説明義務、⑤ユーザへの指導助言・提言義務と整理する見解もある) ※2)

法とシステム監査研究プロジェクト

4 ソフトウェア開発関係訴訟における裁判所によるベンダ帰責性の考え方※3)

・(紛争個別性が高いものの)ベンダーの帰責事由の考慮要素は,次のとおりである。

① ベンダーがユーザーの業務にふさわしいシステムを構築するためには,双方の担当者間のコミュニケーションが必要不可欠であり,その不足はプロジェクトの失敗に直結する。コミュニケーションの程度については,打合せの頻度・場所・内容・出席者を確認する。

② ユーザー企業の業務情報は,企業内部の各部署間を流通するとともに,各部署の権限と役割に応じてその形を変化させて蓄積される。ベンダーが、口頭で聴取するほか,客観的資料に基づいて組織分析や業務分析を行っているかも留意して確認する必要がある。

③上記業務分析にはかなり熟練した技術を要するため,ベンダー担当者の経験年数や当該ユーザー業界のソフトウェア開発の経験があるかも確認することが必要である。



ユーザとベンダとの十分なコミュニケーションを通じて、ユーザの業務内容を適切に把握・分析

法とシステム監査研究プロジェクト

5 システム監査上の留意点

(1)システム管理基準の見直しについての検討
(汎用性の高い管理基準に個別判断であるプロジェクトマネジメント義務に関する視点を取り入れるか否かは検討の余地があるが)

システム管理基準 II・2に「プロジェクト管理」について定めがある。

- 2. 1 プロジェクト計画の策定と承認
- 2. 2 プロジェクトの実行と管理
- 2. 3 プロジェクト意思決定管理
- 2. 4 プロジェクトリスク管理
- 2. 5 調達管理
- 2. 6 外部委託管理
- 2. 7 構成管理・変更管理
- 2. 8 情報管理
- 2. 9 ドキュメント管理
- 2. 10 プロジェクト生産性等の測定
- 2. 11 情報システムの品質保証

(2)プロジェクトの進捗管理については、2. 2に定めがある。

①ベンダ側におけるユーザへの説明義務(コミュニケーション)、②ユーザ自体の管理としての阻害要因排除義務を念頭に、次のように改変することも考えられる。

法とシステム監査研究プロジェクト

	現在	改案
	プロジェクト計画に基づいて、プロジェクトの品質、納期、予算を守りながら、プロジェクトを実行する。また、プロジェクト進捗状況をモニタリングし、プロジェクトを確実に遂行する	プロジェクト計画に基づいて、プロジェクトの品質、納期、予算を守りながら、プロジェクトを実行する。また、プロジェクト進捗状況をモニタリングし、プロジェクトを確実に遂行する
達成目標	<ol style="list-style-type: none">1 プロジェクトの進捗や品質等のモニタリング手法及び評価手法が明確にされている。2. プロジェクトの責任者にプロジェクトの進捗や品質等のモニタリング及び評価状況が報告されるとともに、必要に応じて関係者と情報共有されている。3. プロジェクトの進捗状況等の評価に基づいて、必要な対応が行われている。4. プロジェクト目標の達成状況が評価されている。	<ol style="list-style-type: none">1 プロジェクトの進捗や品質等のモニタリング手法及び評価手法が明確にされている。2. プロジェクトの責任者にプロジェクトの進捗や品質等のモニタリング及び評価状況が報告されるとともに、必要に応じて関係者と情報共有されている。3. 関係者への説明が十分なされていることがプロジェクトの責任者によって評価され、評価に基づいて必要な対応がなされている。4. 関係者のプロジェクトへの関わり合いの必要性が検討されまた関わり合いがプロジェクトの責任者によって評価され、評価に基づいて必要な対応がなされている。5. プロジェクトの進捗状況等の評価に基づいて、必要な対応が行われている。6. プロジェクト目標の達成状況が評価されている。

法とシステム監査研究プロジェクト

5 システム監査上の留意点

(3) システム監査の観点からの留意点

プロジェクトを達成するために、ユーザ側の関わり合いの必要性や程度を踏まえて、ユーザが積極的関与を促す措置を取っているか、リスクを十分説明していることについて評価しているか、について監査を行う。

法とシステム監査研究プロジェクト

注釈

- 1) ソフトウェア開発をめぐる法的紛争の動向(内布光。現代法学30-158)
- 2) システム開発契約における開発業者のプロジェクト・マネジメント義務(青森法政論業16号)
- 3) 判タ1349号4頁